

令和8年度登米地域観光コンテンツ磨き上げ業務仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度登米地域観光コンテンツ磨き上げ業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3 業務の目的

現在、登米地域の観光は景勝地や名所を巡る「見る観光」が中心となっており、滞在時間の短さや地域への経済波及効果の低さが課題となっている。この現状を改善するため、登米ならではの地域資源を活かした持続可能な体験型観光コンテンツの掘り起こし・磨き上げを行う必要がある。

登米市有数の観光資源である伊豆沼は、ラムサール条約登録湿地であり、冬に飛来する膨大な数のマガンや白鳥、夏に湖面を埋め尽くすハス等、国際的にも高い価値を有する豊かな自然環境の宝庫である。

本事業は、この「マガンの飛び立ち」をはじめとする伊豆沼の希有な自然コンテンツを、環境保全と両立した持続可能な形で「ここでしか味わえない特別な体験」へと昇華させる。これにより、観光客の滞在時間を延ばし、市内の宿泊需要の喚起と経済波及効果を創出することを目的とする。

4 業務内容

上記目的を達成するため、関係者（環境保全団体、宿泊業者、旅行業者、行政等）と緊密に連携し、以下の（1）及び（2）の業務を実施すること。

（1）伊豆沼のマガン飛び立ち及びねぐら入りコンテンツ（以下、「コンテンツ」という。）磨き上げによる誘客促進業務

ア 専門ガイドの配置

伊豆沼周辺の自然環境、野鳥、地域農業、自然保護活動等について、観光客へ分かりやすく解説・案内するガイドを配置すること。

実施期間：マガンの飛び立ち・ねぐら入り期間中（11月～翌1月頃）

実施日数：11月の土日・祝日を中心とした10日以上

イ マガン見学地における食事の提供

（ア）マガン見学地における食事提供の調整

伊豆沼周辺の飲食店等と調整し、マガン見学地において観光客向けの食事を提供すること。郷土料理や特産品等を組み合わせ、観光客が楽しめる地域色豊かなメニューを飲食店等と共に検討・選定すること。

実施日数：11月の土日・祝日を中心とした10日以上

(原則としてアのガイド配置と同日に実施すること)

(イ) 持続可能な提供・運営体制の検討

具体的な提供方法や人員配置を計画するとともに、本事業終了後も飲食店等が自立して継続できる、持続可能な運営体制（仕組みや課題解決策）を検討すること。

ウ 地域住民向け「伊豆沼魅力発信講習会（仮）」の企画・運営

(ア) 地元住民が伊豆沼の価値（伊豆沼周辺の自然環境、野鳥、地域農業、自然保護活動等）を再発見し、市外・県外からの訪問者に対して、自らの言葉でその魅力について誇りを持って説明・PRできるようにするため、地域住民向けの講習会を開催し、意識醸成及び発信スキルの向上を図ること。

(イ) 受講対象者は登米市内及び近隣地域に在住する者とする。

(ウ) 2回以上開催すること。

エ 地域巻き込み型の連携体制の構築

観光客の滞在時間延長や地域への経済波及効果を最大化するため、本事業で磨き上げるコンテンツと、登米地域の飲食店、宿泊施設、交通事業者、観光施設等が提供するサービス（限定メニューの開発、宿泊プランの検討、施設間送迎の実施、限定特典の付与等）が連動するよう、各事業者に対し自発的な企画・参画に向けた働きかけを行うこと。

(2) 広報・プロモーション活動に関する業務

(1) のコンテンツ及び伊豆沼の魅力を戦略的に発信し、認知拡大と誘客（特に宿泊客）を促進する。ターゲットを設定し、それに適した発信メディア（SNS、Web、紙媒体等）を用いた情報発信や、旅行者への情報提供・セールス等を実施すること。

5 独自提案

上記に掲げる業務の他、本業務の目的を達成するために有益と考えられる提案があれば実施すること。ただし、実施に要する経費は上記に要する経費と合わせて、委託料の上限の範囲内とする。

6 特記事項

(1) 会場及びその周辺の交通において、大きな混乱が起こらないよう配慮すること。

(2) コンテンツの磨き上げにあたっては、伊豆沼の自然環境や渡り鳥の生態系に影響を与えないよう、(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団等の関係機関と緊密に協議し、環境保全と両立したプログラム設計を行うこと。

(3) 荒天等により事業を実施又は継続することが困難であると認められる場合には、発注者と受注者が協議の上、事業の全部又は一部を中止することがある。また、事業を中止せざるを得ない場合は、それまでの業務に要した費用を支払うものとする。

- (4) マガン見学等の参加者に対する旅費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費については本事業費に含めないこと。

7 納入物

業務完了後、令和9年2月26日（金）までに次のものを発注者へ提出すること。

業務完了報告書

- ア 実施した業務の内容
 - イ 業務実施の結果、得られた成果及び改善点の分析
 - ウ 業務実施の様子が分かる写真・動画等
- ※必要に応じて項目を追加すること

8 再委託の制限等

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に発注者に対して、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）等を報告しなければならない。

9 その他

- (1) 受注者は業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受注者は、本業務の実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、その都度、発注者と受注者が協議して決定するものとする。
なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 業務に必要な資機材は、受注者が用意すること。
- (4) 本事業の履行に伴い発生する成果物等に係る全ての権利は発注者に帰属する。
- (5) 本事業に関して広告を掲載する際は、別紙「宮城県広告掲載等基準」に準拠するとともに、公開前に発注者に掲載する媒体・内容を確認すること。場合によっては公開を差し止める可能性がある。
- (6) 実施にあたっては、関係法令に抵触しないよう注意すること。
- (7) 第三者に対して許諾を得たり、確認を依頼したりする場合は、受注者で一切の手続きを行うこと。
- (8) 本事業において一般の観光客から旅行代金を徴収してツアーを催行する場合、受注者が旅行業法に基づく旅行業登録（第1種～第3種又は地域限定旅行業）を有すると

きは自社で販売・決済を行うことができるものとする。受注者が同登録を有しない場合（旅行サービス手配業者の場合等）は、自ら直接販売・決済を行わず、上記登録を有する旅行業者等と連携し、当該業者を通じて販売・決済を行うスキームとすること。